

「シニア向け e スポーツ普及促進事業業務委託」仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が発注する「シニア向け e スポーツ普及促進事業業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

シニア向け e スポーツ普及促進事業業務委託

3 事業目的・概要

e スポーツは、年齢や障害の有無に関わらず、多くの方々に楽しまれており、特に、身体運動を伴う e スポーツは、楽しく継続的に運動に取り組めることから、高齢者の健康増進にもつながるものである。

そこで、家庭用ゲーム機であれば高齢者でも気軽に無理なく取り組むことができ、身体的負荷の少ない e スポーツを活用し、シニア向けの e スポーツ出張体験会及び e スポーツ大会を実施することで、高齢者の運動の習慣化を図るとともに、地域や世代間交流による社会参加の促進を図る。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

5 委託業務の内容

（1）シニア向け e スポーツ出張体験会（以下、「出張体験会」とする）の実施

- 日常から気軽に安全に、ゲーム感覚で楽しく継続的に運動に取り組める e スポーツの中でも、身体運動を伴う e スポーツを活用して、高齢者を対象に e スポーツ出張体験会を実施すること。
- 初心者でも体験しやすく、e スポーツに興味・関心を持ってもらうとともに、運動継続につながるコンテンツとして、地域コミュニティ等で周知・普及してもらえるプログラムとすること。

（ア）実施団体

- ・ 以下の実施団体で必ず実施すること。
 - ①：千葉県生涯大学校
 - ②：県内市町村の老人クラブ連合会

- ・ 実施先については、県及び実施団体と協議の上、決定すること。
- ・ 事前に県にて、実施団体と調整を進めているが、実施会場、実施日、実施人数等の最終的な調整は受託者が行うものとする。

(イ) 実施回数

- ・ 上記実施団体①及び②で、各1回実施すること（合計2回）。

(ウ) 対象者・参加料

- ・ 対象者は概ね60歳以上の方とすること。
- ・ 参加料は無料とすること。

(エ) 参加人数

- ・ 1回の実施につき、30名程度とすること。
- ・ 参加人数が大幅に超過しないよう、実施団体と調整すること。

(オ) 実施時期

- ・ 10月から1月頃までを目安に実施すること。
- ・ 下記5（2）のeスポーツ大会の周知と参加者獲得のため、eスポーツ大会の開催前に、必ず1回は千葉県生涯大学校、又は県内市町村の老人クラブ連合会で実施すること。

(カ) 出張体験会当日の内容

【実施内容】

- ・ 出張体験会の実施内容は、あまりゲーム機器に触れたことがない方でも簡単に体験できて運動の一助となる出張体験会とし、健康の保持・増進及び地域交流という観点から簡易的な運動や参加者同士の座談会等の交流する場を取り入れた一連のプログラムとすること。

○プログラム（例）

①準備運動 → ②機材の取り扱い・ゲームのやり方及び説明 → ③体験会
→ ④整理体操 → ⑤参加者同士による座談会

※プログラムについて、上記の例を参考に、実施内容を決めること。

※運動について、ラジオ体操等の映像を活用した運動も可とする。

- ・ 出張体験会の実施時間は、1時間半から2時間程度とすること。

【留意事項】

- ・ 出張体験会の会場は、実施団体と相談の上、決定すること。なお、出張体験会に係る施設利用料は、実施団体が負担する。

(2) eスポーツ大会

○県事業である【ちばSSKプロジェクト】(以下、「SSK」とする。)の一環として行っている講演会等のトークイベントとともに、eスポーツ大会を実施し、合同イベントとして開催すること。

○高齢者に限らず、各世代に対して運動の契機や運動習慣への入り口づくりを目的として実施し、地域や世代間交流による社会参加の促進にもつながるイベントとすること。

○SSKの担当課である県健康福祉部高齢者福祉課と連携の上、イベント運営を行うこと。

※ちばSSKプロジェクト：一人暮らしの高齢者や高齢のご夫婦だけの世帯、認知症高齢者の方が孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、県民シンポジウムやDVD制作などの啓発事業、事業者との協定締結などを実施し、高齢者の孤立化を防止する活動のこと。

「SSK」は、「しない」のS、「させない」のS、「孤立化！」のKと、それぞれアルファベットの頭文字を取って記号化したもの。

(ア) 対象者

- ・ 以下を対象者とする。こと。
- ① 60歳以上の方
- ② 親子(子どもは小学生程度とする。)

(イ) 大会参加者数・参加料

- ・ 上記(ア)①、②を合わせて40名から50名程度とすること。
- ・ 参加料は無料とすること。

(ウ) 大会構成

- ・ eスポーツ大会は、60歳以上の方による「高齢者の部」と親子を対象とした「親子の部」の2部構成とすること。

(エ) 開催時期

- ・ 開催時期は、冬頃とする。なお、開催日は、県と協議の上、決定すること。
- ・ 土、日曜日又は祝日に開催すること。

(オ) 会場

- ・ 会場は、県が事前に調整している商業施設等のイベントスペースで実施すること。なお、会場使用料は、県にて負担するため、委託料に含めないこと。

(カ) 周知・広報

- ・ 参加者を募集するチラシを作成すること。なお、仕様やデザイン、具体的な記載内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・ チラシの作成枚数は、10,000枚とすること。

- ・ チラシの配布先及び周知・広報について、多くの方々がイベントに足を運んでくれるよう効果的な配布や周知・広報を行うこと。

(キ) 大会当日の内容

【実施内容】

- ・ イベント内容について、SSKの一環である講演会等のトークイベントとeスポーツ大会を開催し、一体感があるプログラムとすること。なお、プログラムは下記の例を参考にすること。

例) ①開会式・SSKの講演会等のトークイベント → ②eスポーツ大会
→ ③閉会式・講師による講評

- ・ 「高齢者の部」及び「親子の部」ともに、上位者には県産品を贈呈すること。
- ・ 誰でも参加できるようにeスポーツの体験ブースを設けること。なお、体験ブースで使用するゲームソフトは、県と協議の上、決定すること。
- ・ eスポーツ大会の実況や解説、講師による講評を行うため、高齢者向けのeスポーツ事業等の類似事業の経験がある有識者を手配すること。

【留意事項】

- ・ SSKの講演会等のトークイベントに係る講師は、県で手配する。なお、講師に係る謝金等は県で対応するため、委託料に含めないこと。

(3) 出張体験会及びeスポーツ大会の運営・進行管理等

以下について実施すること。

① 運営体制の構築及び運営責任者の設置

- ・ 本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置し、安全面に十分に留意して開催すること。
- ・ 司会進行を含め円滑に進められるよう十分な人数のスタッフを手配・配置し、運営体制を整えること。

② 実施団体、MC等との連絡調整

③ 運営マニュアル、シナリオ、タイムスケジュール等を作成すること。

④ 必要備品の手配・会場等の確認

- ・ 必要な備品や電源、音響等のほか、ゲーム機器等の準備及びネットワーク接続設定、その他資機材等の一切のものは受託者が手配・設営・撤去すること。
- ・ 会場について、事前に会場のレイアウト等を確認すること。なお、eスポーツ大会については、参加者及びスタッフの動線、機材の配置位置、分電盤等の確認のため、事前に会場下見を行うこと。

⑤ ゲームタイトル・ゲーム機器等

- ・ ゲームタイトルは、出張体験会及び e スポーツ大会ともに、Nintendo Switch ソフト「太鼓の達人 ドンダフルフェスティバル」の使用を想定している。なお、使用タイトルについては、県と協議の上、決定すること。
- ・ ゲーム機器等について、上記のゲームタイトルの使用を想定し、Nintendo Switch 本体を3セット、ゲームソフトを3セット、太鼓及びバチの専用コントローラーを6セット準備すること。なお、上記のゲームタイトルと同様にゲーム機器等についても、県と協議の上、決定すること。
- ・ 出張体験会及び e スポーツ大会におけるゲームの利用等について、各 IP ホルダー等の利用規約・権利関係などを事前に確認の上、受託者が必要な手続きを行うこと。
- ・ テレビモニターについて、県で所有しており、無償での貸出を可とする。なお、出張体験会及び e スポーツ大会を実施する前に、県に相談すること。
※当課所有のテレビモニターの規格：ハイビジョン液晶テレビ40V型
(3台所有)

⑥ 傷害保険、施設賠償責任保険等への加入

- ・ 対人・対物に対する損害が起こった場合に備え、保険に加入すること。

⑦ 救急体制の構築

- ・ 参加者の体調に十分配慮して実施すること。
- ・ 参加者が体調不良を訴えた場合は、県に速やかに報告をすること。
- ・ 医療機関への適切な受診体制の確保及び医療従事者の配置等を含め、出張体験会及び e スポーツ大会の規模に応じた救急体制を整備すること。

⑧ 記録写真の撮影

- ・ 当日の記録及び今後の広報に活用するため、写真を撮影し、県へ提出すること。

⑨ アンケートの実施

- ・ 出張体験会及び e スポーツ大会ともに、参加者に対しアンケートを実施すること。なお、アンケートの設問項目は、事前に県と協議の上、決定すること。
- ・ アンケートの結果を集計し、県に提出すること。

(4) 独自提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、実施すること。
なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～④の成果品を県へ提出すること。
 - ① 業務完了報告書及び業務実施報告書
 - ② 参加者アンケート（スキャンデータ）及び集計データ
 - ③ 出張体験会及びeスポーツ大会の写真（電子データ）
 - ④ チラシ（完成品）

（2）提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
（千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階）

（3）提出期限

- ①：令和9年3月24日（水）午後5時
- ②～④：別途、県が定める。

7 著作権の取扱い

- （1）本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- （2）成果品について、受託者その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- （3）成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- （4）県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- （5）受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- （6）本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、（1）～（5）の規定を準用する。

8 業務に当たっての留意事項

- （1）受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- （2）受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- （3）本業務に必要な経費は全て委託料に含めるものとする。

- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (5) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定する。